

令和4年第4回定例会
議案等参考資料

1 議案第 9 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行						
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給無給の別		区分	事由	期間	単位	有給無給の別		
特別休暇	略	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略		略			略	略				
	略	略		略			略	略				
	略	略		略			略	略				
	産前休暇	8週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		有給		産前休暇	6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		有給	略
	略	略	略		略		略	略	略		略	略
	略	略	略		略		略	略	略		略	略
	略	略	略		略		略	略	略		略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間 (以下「指定期間」という) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間 (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から	無給	介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間 (以下「指定期間」という) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間 (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から	無給			

改正案				現行			
	1年間の勤務日が121日以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内		1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
	(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの				(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		
介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内

2 議案第 10 号関係

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行						
別表第1 (第10条関係)						別表第1 (第10条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
	略	略					略	略				
	略	略					略	略				
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	産前 休暇	8週間 (多胎妊 娠の場合にあっ ては、14週間) 以内に出産する 予定である女性 の会計年度任用 職員が申し出た 場合	出産の日までの申し出た 期間	略	有給		産前 休暇	6週間 (多胎妊 娠の場合にあっ ては、14週間) 以内に出産する 予定である女性 の会計年度任用 職員が申し出た 場合	出産の日までの申し出た 期間	略	有給	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
介護休暇	職員が要介護者 の介護をするた め、一の継続す る状態ごとに、 3回を超えず、 かつ、93日を 超えない範囲で 指定する期間 (以下「指定期 間」という)内 において勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合で次の いずれにも該当 するものに限る。 (1) 1週間の勤務 日が3日以上 又は週以外の 期間によって 勤務日が定めら れている職員で	指定期間 内において必要 と認められ る期間	1日又は1 時間 ただし、1 時間を単位 とする場合 は、1日を 通じ、始業 の時刻から 連続し、又 は終業の時 刻まで連続 した4時間 (当該休暇 と要介護者 を異にする 介護時間の 承認を受け て勤務しな い時間があ る日につい ては、当該 4時間から	無給	介護休暇	職員が要介護者 の介護をするた め、一の継続す る状態ごとに、 3回を超えず、 かつ、93日を 超えない範囲で 指定する期間 (以下「指定期 間」という)内 において勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合で次の いずれにも該当 するものに限る。 (1) 1週間の勤務 日が3日以上 又は週以外の 期間によって 勤務日が定めら れている職員で	指定期間 内において必要 と認められ る期間	1日又は1 時間 ただし、1 時間を単位 とする場合 は、1日を 通じ、始業 の時刻から 連続し、又 は終業の時 刻まで連続 した4時間 (当該休暇 と要介護者 を異にする 介護時間の 承認を受け て勤務しな い時間があ る日につい ては、当該 4時間から	無給			

改正案				現行			
	1年間の勤務日が121日以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内		1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
	(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの				(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		
介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額)を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額)を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内

3 議案第 11 号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行						
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略		
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
	略	略									
	略	略									
	略	略	略	略		略	略	略	略		
	略	略	略			略					
	産前 休暇	8週間 (多胎妊 娠の場合にあつ ては、14週間 以内に出産する 予定である女性 の会計年度任用 職員が申し出た 場合	出産の日までの申し出た 期間	略		有給	産前 休暇	6週間 (多胎妊 娠の場合にあつ ては、14週間 以内に出産する 予定である女性 の会計年度任用 職員が申し出た 場合	出産の日までの申し出た 期間	略	有給
	略	略	略				略	略	略		
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略				略	略	略		
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略				略	略	略		
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略				略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略			略	略	略			略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略			略	略	略			略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略			略	略	略			略	
介護休暇	職員が要介護者 の介護をするた め、一の継続す る状態ごとに、 3回を超えず、 かつ、93日を 超えない範囲で 指定する期間 (以下「指定期 間」という)内 において勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合で次の いづれにも該当 するものに限る。 (1)1週間の勤務 日が3日以上 又は週以外の 期間によって 勤務日が定めら れている職員で	指定期間 内において必要 と認められ る期間	1日又は1 時間 ただし、1 時間を単位 とする場合 は、1日を通 じ、始業の 時刻から連 続し、又は 終業の時刻 まで連続し た4時間 (当該休暇 と要介護者 を異にする 介護時間の 承認を受け て勤務しな い時間があ る日につい ては、当該 4時間から	無給	介護休暇	職員が要介護者 の介護をするた め、一の継続す る状態ごとに、 3回を超えず、 かつ、93日を 超えない範囲で 指定する期間 (以下「指定期 間」という)内 において勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合で次の いづれにも該当 するものに限る。 (1)1週間の勤務 日が3日以上 又は週以外の 期間によって 勤務日が定めら れている職員で	指定期間 内において必要 と認められ る期間	1日又は1 時間 ただし、1 時間を単位 とする場合 は、1日を通 じ、始業の 時刻から連 続し、又は 終業の時刻 まで連続し た4時間 (当該休暇 と要介護者 を異にする 介護時間の 承認を受け て勤務しな い時間があ る日につい ては、当該 4時間から	無給		

改正案				現行			
	1年間の勤務日が121日以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内		1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
	(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの				(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		
介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額を超えない範囲で必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内

4 議案第 12 号関係

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休暇	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略							
	略	略							
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	産前 休暇	8週間 (多胎妊 娠の場合にあっ ては、14週間) 以内に出産する 予定である女性 の会計年度任用 職員が申し出た 場合	出産の日までの申し出た 期間			略	産前 休暇		
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略						
	略	略	略						
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略			
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略						
	略	略	略						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略			略	略			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略							
略	略	略							
略	略	略							
略	略	略							
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間 (以下「指定期間」という) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間 (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から	無給	介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間 (以下「指定期間」という) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間 (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から	無給

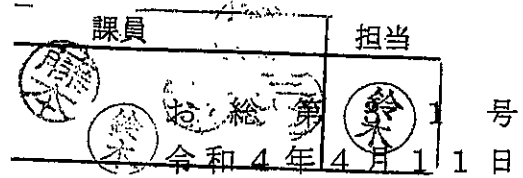
改正案				現行			
	1年間の勤務日が121日以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内		1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの		介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
	(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの				(2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		
介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	介護時間	職員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該職員について1日の勤務時間の一部につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を下回る場合は、当該減じた額を必要と認められる時間	30分ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内

5 協議第 1 号関係

おいらせ表彰審査委員会委員の推薦依頼通知

おいらせ町教育委員会

教育長 松林 義一 様



おいらせ町長

成田 隆



おいらせ町表彰審査委員会委員の推薦について (依頼)

町政運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、町では、町政の振興発展に寄与された方々を表彰する「おいらせ町表彰式」を実施するにあたり、表彰制度等を審議するため、各分野の団体等で構成する標記委員会を設置しております。

つきましては、当該委員会の構成委員として貴会からご推薦をお願いいたしたく、下記によりご回答くださるようお願い申し上げます。

記

1 町表彰審査委員会概要

別紙参照

2 推薦依頼人数

1名

3 回答方法及び回答期限

別紙「推薦書」を、令和4年5月6日(金)までに下記担当宛にご提出いただけますようお願いいたします(持参、郵送、FAX)。

不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

4 その他

推薦していただいた方へ、後日「委員就任承諾書」等必要書類を送付いたします。

《担当・問い合わせ先》

039-2192 おいらせ町中下田 135-2

おいらせ町 総務課 主事 中村 葵

電話：0178-56-2166 FAX：0178-56-4364



おいらせ町表彰審査会概要

1 町表彰審査会とは

町政の振興発展に寄与した方や衆人の模範となる行為があった方を表彰するにあたり、表彰基準に基づき内申された被表彰候補者の審査する委員会です。

町表彰審査会で決定した受賞者を対象に、下記のとおり表彰授与式を行います。

◇令和4年度の町表彰授与式予定◇

①日 時 令和5年3月1日（水）午後

②場 所 みなくる館

③その他 町表彰審査会委員の皆様にもご案内いたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、案内を自粛させていただきます場合があります。

2 委員資格

- (1) 町内に住所または勤務先を有する満十八歳以上で、町政に関心がある人
- (2) 平日の会議に出席できる人
- (3) 禁固刑以上の刑の執行が終わってない人、成年被後見人、町税などの滞納者のいづれにも該当しない人

3 任期

委嘱の日から2年

4 会議開催内容

- (1) 会議回数 年1回、1回2時間程度
※今年度の審査会は、7月中旬・12月中旬の2回を予定しています。詳細が決まりましたら、別途通知いたします。

- (2) 報 酬 日額5,300円

5 今後の日程

5月6日	各団体からの委員推薦期限
6月	推薦された方へ委員就任承諾書等必要書類の送付
7月上旬	町表彰基準の見直しに係る町表彰審査会の開催通知
7月中旬	町表彰基準の見直しに係る町表彰審査会の実施
12月上旬	町表彰審査会の開催通知
12月中旬	町表彰審査会の実施
2月	町表彰授与式のご案内
3月1日	町表彰授与式開催